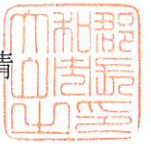


大和郡山市告示第 112 号

令和 2 年 5 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上田 清



1. 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画公園「8・5・2郡山城跡公園」
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
城内町、城見町地内
3. 縦覧場所
大和郡山市都市建設部都市計画課内